

第2章

1-①

民間支援者の声

保護司 藤條 充 さん

半田保護区保護司会で、長年にわたり犯罪や非行をした方を支え続けてきたベテラン保護司の 藤條 充 さんに、お話をお聞きしました。



保護司の活動について教えてください。

保護観察を受けている方に対して、保護観察官と連携しながら日常生活の様子を見守り、立ち直りに関する悩みを聞いたり助言を行うなど、更生に向けた立ち直り支援をしています。

また、立ち直ろうと努力している方を地域で受け入れ温かく見守ることを通して犯罪や非行のない地域づくりを目指し、再犯防止・更生保護に関する啓発活動にも取り組んでいます。

保護司になられたきっかけは？

以前から親しくしていただいていた地方自治体の幹部職員の方より、保護司の職務や活動についてお話を伺い、本地域の保護司を引き受けてほしいとお声がけをいただきました。説明を聞いた当初は、自分にはそのような能力はないと感じ一度はお断りしましたが、熱心にご説明いただくうちにその思いに心を動かされ、最終的に引き受けすることにいたしました。

保護司に委嘱され保護区に配属されてからは、保護観察における処遇対応や地域活動について、先輩保護司の方々から温かい助言や手厚い支援をいただいています。処遇が困難なケースに直面した際には、保護観察官に相談し適切な助言をいただくこともあります。保護区の仲間と情報や思いを共有しながら取り組めていることが、活動を続ける上での大きな力となっています。

印象に残っているエピソードや保護司をされていてよかったことは？

住居や仕事が決まっていない不安定な状況の方を担当した際、弁護士、自治体、保護観察所、就労支援事業者機構といった多機関連携による支援の重要性を実感しました。

裁判中から弁護士による住居確保に向けた自治体への働きかけがあり、私が担当を受けた際には自治体の協力によって住居が確保されていました。就労面においても、保護観察所と就労支援事業者機構の尽力により、協力雇用主様のもとでの就職が決定しました。

その後、保護観察は終了しましたが、こうした手厚い支援を通じて生活基盤が整ったことで、本人が地域社会の一員として自立し、再犯することなく安定した歩みを続けていくことを心から願っています。

保護司になってよかったと感じるのは、担当した方が少しずつ変化していく姿を間近で見守り、その成長を実感できることです。中には、結婚したことや子どもが生まれたことを報告するため、数年後に訪ねてきてくれる方もいます。

また、保護司会の仲間をはじめ、地方自治体の職員や関係団体の方々と、再犯防止・更生保護という共通の目的のもとで意見を交わし、協力しながら地域に根ざした活動に取り組んでいることも、大きなやりがいのひとつです。

事業者・県民の皆様メッセージをお願いします。

犯罪や非行から立ち直るためには、まず本人の努力が大切です。また、犯罪被害に遭われた方の気持ちに心を寄せることも忘れてはなりません。社会の中に自分の居場所を見つけられず、再び過ちを重ねてしまう人もいます。

再犯を防ぐためには、立ち直りの場である地域社会が再犯防止・更生保護について理解を深め、温かく見守りながら地域とのつながりを持てるよう支えていくことが大切だと思います。

立ち直りを支えるためには、県民の皆様お一人おひとりのご理解とご協力が欠かせません。再犯防止・更生保護へのご理解とご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

長年、協力雇用主として、犯罪や非行をした方を雇用している、刈谷保護区協力雇用主会の 野々山 賢一 さんに、お話をお聞きしました。



協力雇用主を始められたきっかけを教えてください。

塗装業を営んでおりますが、労働力として採用できればというのが、きっかけです。当初は社会貢献だとかの思い入れは無く、深い考えを持たず更生保護といった言葉も理解していない状況でした。初めて受け入れをした時をきっかけに更生保護を意識するようになりました。

協力雇用主になるにあたり、社内で配慮されたことは？

犯罪をしようとしてしまう気持ちが沸かない環境づくりです。

再犯を起こさせないことを目的とする企業ですので、対象となる方の生い立ちから含め、ありとあらゆる不安要素、トラブルを解消し犯罪をしてしまう可能性がある環境から遠ざけることを目指しております。

また、社会性が乏しく思われることも感じることもあるため、職を通じて学んでもらっています。

本人の悩みを一人で抱え込ませないことも大切で、それは雇用主側も同様です。相談しやすい人間関係の構築、万が一に備え警察や名古屋保護観察所などの関係機関と即座に連携できる体制を整え、「問題が起きても対象者、会社だけで背負い込まない」仕組みをつくり、実社会内の安心感を作りました。

従業員が安心して彼らとともに汗を流せる環境があって初めて、彼らの社会復帰も成り立つ要素の一つと考えますし、支援する側にも不安要素が蓄積してしまう状況無くしていくことが重要だと考えています。

刑務所出所者等を雇用したことで苦勞されたことは？

出所者等の再犯防止や社会復歸の手法は、対象者の人数以上にあることを知りました。塗装の技術を教える以前に、一人一人の性格や抱える事情があまりに違い、過去の経験が通用しにくいからです。

私との距離が近い分、本人の心情がダイレクトに伝わり、その都度どう向き合うべきかを検討しますが、適切な社会復歸の計画を見出すことが最も苦勞する所だと感じます。甘やかすすぎず、かといって突き放さず、職場の空気を守りながら彼らの数以上にある正解を探し続けるのは、想像以上に根気と覚悟が必要な作業でした。

苦勞もある中で続けられる理由は？

人生をリスタートさせることは、出所者であろうとなかろうと決して簡単ではないのは明らかです。一度つまずいた人が這い上がるのは並大抵の努力では叶いません。だからこそ、雇う側である私も「苦勞して当たり前」という覚悟を持って接しています。

思い通りにいかないことの方が多いですが、関係機関など多くの方のお力添えを頂きながらの活動ですので、私一人で背負っているのではないという心強さが、モチベーションの維持に繋がっています。

このように、周囲の支えがあるからこそ、逃げずに彼らと向き合い続けることができています。

綺麗事だけでは続かない活動ですが、地域の皆様や行政の協力がある限り、なんとか頑張っていきたいと考えています。

事業者・県民の皆様メッセージをお願いします。

再犯防止を目指すことは個人等の身体、財産を守ることに繋がり事業者・県民の皆様にも決して無関係ではありません。

温かい目で対象者並びに再犯防止関係者を見守って頂ければ幸いです。

より一層の効果が果たせるよう邁進して参りますので、引き続きご理解とご協力のほど心よりお願い申し上げます。

再非行を減らす活動をしていただいている再非行防止サポートセンター愛知 高坂朝人 さんに、活動内容についてお聞きしました。



活動内容について教えてください。

非行を経験した少年・少女・青年一人ひとりの本音や希望に寄り添いながら支援を行い、再非行の防止と健やかな成長を支えています。

具体的には、逮捕後に少年院等での面会を行うほか、家庭復帰後の継続的な支援や、家庭に戻ることが難しい少年を自立準備ホームで受け入れ、生活全般の支援を行っています。あわせて、少年本人だけでなく、その保護者に対する支援にも取り組んでいます。

設立のきっかけを教えてください。

2014年に設立しました。

設立メンバーの役員の約半数は、かつて非行を経験し、周囲の支えによって生き直すことができた当事者です。「今度は自分たちが、非行に悩む少年たちを支える側になりたい」という思いが、設立の原動力となりました。

また、他のメンバーも、既存の団体などで非行少年と関わる支援活動に携わってきた経験を持っています。こうした多様な背景を持つメンバーが集まり、それぞれの強みを生かした再非行防止活動を行うため、法人を設立しました。

本センターの活動には、次の三つの特色があります。

第一に、逮捕後の段階から少年と面会を重ね、社会復帰後も継続して関わり続けること。

第二に、元非行少年と非行経験のない支援者がチームとなり、更生支援に取り組むこと。

第三に、少年本人と保護者の双方を同時に支援することです。

印象的なエピソードを教えてください。

当初は、少年院から親元に戻る少年の支援を中心に行っていました。しかし、仮退院後に親子関係がうまくいかず家出をし、住まいを失ってしまう少年や、そもそも帰る家庭のない少年と出会う中で、「住まいの支援」が不可欠であると痛感しました。そこで 2015 年から自立準備ホームを開始し、現在は 9 室を運営しています。その後、自立準備ホームで生活する少年の中に、障害の診断を受けている人が増えていくにつれ、期限のある支援だけでは十分でないと感じるようになりました。そこで 2018 年には関連法人を設立し、罪を犯した障害のある人が入居できる障害福祉サービスのグループホーム（定員 8 名）を開所しました。さらに、就労継続支援 B 型事業所や相談支援事業所も、現場の必要性から立ち上げています。

また、法人スタッフの中には、かつて非行少年の家族として悩んだ経験を持つ者もあり、そのメンバーが中心となって、月 1 回、保護者が安心して集える場「あかねこ」を継続して開催しています。

制度にないこと、収支が合わないことも少なくありませんが、それでも「必要だ」と感じた支援を形にしてきた積み重ねが、今の活動につながっています。

県民の皆様メッセージをお願いします。

非行や犯罪を経験した人は、変わるのか。

その問いに対し、私は「一人では難しいけれど、支えがあれば必ず変わる」と伝えたいと思います。

私自身、かつて非行を経験し、多くの方々に迷惑をかけてきました。それでも、専門的な支援だけでなく、一人の人間として寄り添い続けてくれた方々との出会いがあり、再犯から離れて 18 年が経ちました。再非行・再犯を減らす活動に携わるようになってからも、17 年になります。

自身の経験や、活動の中で出会ってきた少年たちの姿から実感しているのは、非行や犯罪を経験した人は「一人では変わらない」ということ、そして同時に、「信頼できる人とのつながりが増えれば、変わらない人はいない」ということです。

すべての少年には、自分と未来を変える力があります。ただし、それは一人で成し遂げられるものではありません。

だからこそ、私たち一人ひとりができることを、少しずつ重ねていくことが大切だと考えています。

人生の最後を刑務所で終わらせないために
地域としてできる事は・・・

「もう刑務所へは戻らない。」出所対応時に何度も聞いた言葉です。その時はきっとそう思うのでしょう。しかし、平穏な日常に馴染んでいる人はごくわずかです。如何にして再犯をせずにこれからの人生を全うしていくかが課題となります。そんな中で一人の高齢者の支援に関わることになりました。

彼は 20代前半で暴力団に加入し、強盗、窃盗、傷害(喧嘩)の前科前歴は 10件を超え、刑務所生活は生涯を通じて 32年という現在 80代です。売られた喧嘩は必ず買うような粗暴な性格ではありますが、今後は「今までの生きざまを反省したい。先に亡くなった双子の兄の分まで生きたい。」と思いを話してくれました。

出所後は無料低額宿泊所^{※7}という施設に入所して生活を立て直そうとしていましたが、他の入所者と口論になっていられなくなり、施設を飛び出してしまいました。行くあてもなくホームレスの溜まり場へ身を寄せて生活をしていましたが、食べることに困りスーパーで万引きをしてしまいます。そして刑期を満了して今回の出所からセンターが支援に関わることになりました。

今回は年齢的なこともあり今後を見据えて、有料老人ホームへ入所することとなりました。もともと体を動かすことが好きで働くことを希望されていたこともあり、簡単にできる内職作業をセンターと日頃から協力関係にある就労継続支援事業所(B型)に協力をいただき、本人に内職作業を提案してみました。高齢者の福祉サービスでは、就労系の福祉サービスはなく、刑務所出所者は懲役刑の名残もあり、過去には「無低や高齢の施設は、昼間にやることがないから、再犯してしまった」と

話す受刑者の方もいたからです。今回、キーホルダーや小さなぬいぐるみなどを袋詰めしてフックを付けるという簡単な作業ですが、手先が器用で作業内容の飲み込みも早く「こんなに楽しいなら、毎日でもいいよ。」とっていました。施設とも相談して月に2回、食堂の一角を借りて2時間程の作業を行いました。作業中は、日々の生活のことや施設に入所してからできた友達のこと、過去の的屋の話などを聞かせてくれたりして、あっという間の2時間でした。作業工賃は、生活保護費の支給日より前の一番金銭的にお金のない苦しい時に支払われるようにして、お金がない=再犯という流れにならないようにしました。

最近では、入居している施設の職員がとても親切で面倒見がよく、こんな良いところは他にはないからずっとここで暮らしたいと、平和な日常を表すかのような笑顔で話してくれます。

今まで2か月も同じ施設に居たことがなかった彼が、出所してもうすぐ半年になろうとしています。安心して眠れる場所があり、困った時に相談できる「味方」がいること、内職という仕事をするによって得られる収入が地域に根付いて生活できる支えになっていると思います。

【原稿執筆：愛知県地域生活定着支援センター】

用語

※7 無料低額宿泊所

政府への届出によって設置できる福祉的居住施設。社会福祉法第2条第3項に規定されている第二種社会福祉事業の第8号にある「生活困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」という条文に基づき設置される施設である。略称として「無低(むてい)」と呼ばれることがある。

再犯防止と本人の望む生活の実現と
福祉サービスの利用

女性刑務所で面接をした50代の女性は、刑務所に入るのは3回目で窃盗を繰り返していました。

若い頃から摂食障害があり、精神科への通院をしていました。刑務所を出てから自分がどのような生活をするのか、考えることができず、再犯しないという気持ちもないような状態でした。もともと住んでいた家がある方ですが、家へ帰って一人暮らしをすることが彼女の精神状態や、再犯防止という点から好ましくないと考え、彼女の出所後の生活に必要な福祉サービスの調整について伝え、了承を得ました。

刑務所に入る前にかかわっていた地域の障害者基幹相談支援センターの方や、過去に私選弁護士としてかかわっていた弁護士、そしてご家族の方々と連携を取り、これからの生活について一緒に考えました。入居可能な障害者グループホームが見つかり、彼女との面接を重ねる中で、出所後、グループホームで暮らすことに納得され、出所前に刑務官に連れられて障害者グループホームの見学にも来られました。

出所当日、刑務所へ迎えに行くとき気持ちを言葉にするのが苦手な彼女が浮かない表情をしており、面接の中でも家へ帰りたと言われていたため、このままグループホームへの入居を進めてよいのか支援者も不安な気持ちがありました。

障害者グループホームへ到着すると、入居を拒否され、家に帰ると一点張りでした。障害者基幹相談支援センターの支援者、かかわっていた弁護士が他県から駆け付け、彼女と話し合いをし、ご家族の意向も聞きながら、改めて障害者グループ

ホームへ入居することとなりました。

現在は、職員さんの丁寧なかかわりやアットホームな環境で、徐々に生活に慣れてきています。

彼女は、精神障害によるものやこれまでの生活により、人に相談することに慣れておらず、出所後の生活のイメージができないことが不安で、新しい生活に踏み出すことが怖いという思いがありました。面接を重ねても、経験したことのない生活に対して、不安や拒否感は誰にでもあると思います。

再犯防止と、本人が望む生活の中で、安心して福祉サービスを利用できるようにするためには、信頼関係を築き、地域の福祉機関の方々のご理解を得て、連携しながら出所後の生活環境を調整することが欠かせません。

【原稿執筆：愛知県地域生活定着支援センター】

制度の狭間で「父」として生きる
～日本で育った外国籍の青年に突きつけられている現実～

彼との出会いは、今から約 10 年前、少年院で講演を行ったことがきっかけでした。

幼少期に来日し、日本で学校生活を送りながら成長してきた彼は、ある事件をきっかけに少年院に入院することとなりました。

少年院での処遇を終え、仮退院の日を迎えた彼を待っていたのは、家族との再会ではありませんでした。十分な説明がないまま出入国在留管理局へ引き渡され、未成年でありながら、成人と同じ収容施設での生活が始まったのです。

彼を最も苦しめたのは、日本で暮らす家族と引き離され、ほとんど暮らしたことのない国へ送還されるかもしれないという不安でした。少年でありながら、その重い現実を一人で受け止めざるを得ませんでした。

その後、仮放免が認められ、社会に戻ることができましたが、生活は決して安定したものではありませんでした。仮放免の身分では原則として就労が認められず、健康保険にも加入できず、生活保護の対象にもなりません。医療機関を受診した場合は、医療費を全額自己負担しなければなりません。

「日本が育った国なのに、ほとんど知らない国へ追放されようとしている」

「働いてはいけない。しかし、生きていかなければならない」

こうした矛盾が、彼を大きく苦しめました。

弁護士や支援者が連携し、退去強制を取り消すための裁判を行いました。結果は敗訴でした。過酷な状況が続く中で、将来への希望を見失い、自らを傷つけて

しまうほど追い詰められた時期もありました。

それでも彼は、社会への不信や怒りに飲み込まれることなく、周囲の支えを受けながら歩みを止めませんでした。人との出会いに恵まれ、結婚し、現在は一児の父として家庭を大切にしながら生活しています。厳しい制約の中でも自分にできることに取り組み、運転免許を取得し、妻と支え合いながら子育てをしています。

彼は、日本社会や制度を一方向的に非難することはありません。周囲への感謝を忘れず、穏やかに生きようとする姿勢を保ち続けています。その姿に、私たちの方が勇気づけられることも少なくありません。

彼は、家族にとってかけがえのない存在であると同時に、私たちにとっても大切な仲間です。出入国在留管理局はかつて彼を「好ましくない者」として退去強制の対象としましたが、それが誤りであったことは、彼自身の生き方が示しています。

現在も彼は在留資格を得られないまま仮放免の状態が続いており、月に一度、仮放免の更新手続きのたびに、「そのまま収容され、子どもと引き離されるのではないか」という不安を抱えながら出入国在留管理局の窓口に向かっています。

彼は、少年院を出て以降、一度も再犯することなく、更生の道を歩み続けています。それは本人の努力や忍耐だけでなく、信じて関わり続けた人とのつながりがあってこそだと感じています。

再犯防止とは、単に罪を犯さないよう管理・監視することではありません。

個人の方ではどうにもならない制度的な壁がある中でも、それでも善く生きようとする人を、社会が孤立させないことが重要です。

再犯防止とは、困難な状況にある人を「絶望させない社会」をつくることではないでしょうか。

彼に、これからも「何よりも自分自身を大切に生きてほしい」と伝え続けたい。そして、日本社会が彼を追放し、孤立させ、絶望させることのないよう、できることを続けていきたいと考えています。

【原稿執筆 NPO 法人 再非行防止サポートセンター愛知】

就労から職場定着まで、
息の長い就労支援を目指して

刑務所に再び入所した人の7割余りが再犯時に無職であり、保護観察中に無職だった人が再犯する割合は仕事に就いていた人の約3倍と言われます。安定した職に就くことが再犯防止に欠かせませんが、刑務所を出所した人等は、その犯罪歴や生活歴から、それが容易ではありません。そこで、法務省が当団体のような民間団体に委託して、保護観察中の人等に就労支援事業（就職活動支援と就職した後の職場定着支援）を行っています。刑務所を仮釈放され4か月間の保護観察を受けることとなった彼は、幼少時から継父に虐待され、職場の対人関係から数か月での離職を繰り返し、遂には生活苦から窃盗を重ねて3年間受刑しました。出所後、彼は自力で求職活動をしたものの、受刑した空白期間や彼の犯行がインターネットでも知られることから就職できず、保護観察開始1か月後に、保護観察所からの連絡で当団体が就職活動支援を始めました。

当団体の支援員は、彼をハローワークへ同行し、受刑歴を明かした上での求職相談を重ね、ようやく、建設業の協力雇用（犯罪・非行歴を承知の上で雇用し、雇用を通じて立ち直りに協力する事業者）の採用面接にこぎつけました。採用面接に同行した支援員は、就職後は支援員が彼と雇用主の双方の相談に乗る職場定着支援を行うことを説明し、これに安堵した雇用主から採用を告げられました。

保護観察期間が残り2か月となった時点から彼は出勤を始め、支援員は、職場訪問により、仕事や同僚との関係について、彼と雇用主双方への助言をし、彼は2か月間仕事を続けました。しかし、3か月とされた試用期間の途中で保護観察期間

が終了するので、保護観察期間の終了後は、法務省の職場定着支援を引き継ぐ愛知県の職場定着支援事業（当団体が受託）に移行しました。支援員は、彼に人との接し方を具体的に教えて彼が得心し、彼は雇用主や同僚との関係が円満になり、3か月の試用期間を経て正社員に登用されました。その後も支援員は彼と雇用主の間に入って、双方の相談に応じ、彼を信頼し期待を寄せるようになった雇用主は彼に資格を取得させました。就職前と就職後を通じて9か月の支援を行い、彼は初めて職場で自分の出番を見付けることができたと認められたことから、支援を終えました。

法務省の就労支援事業は保護観察期間中に限られることから、彼のように、保護観察期間の終了後も職場への定着を見守り「息の長い」支援を行うには、法務省の就労支援事業を引き継いで愛知県が実施する職場定着支援事業が極めて有効、かつ、必要だと考えられます。

【原稿執筆：特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構】